

電原運第77号

平成20年 2月 1日

島根県

総務部

消防防災課長

山根 正巳 様

中国電力株式会社

電源事業本部部長（原子力）

福島 直樹

島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画における読み替えについて

平成20年2月1日付の弊社組織改正に伴い、島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画について、次回の修正まで添付資料のとおり読み替えにより運用しますので連絡致します。

添付資料

- ・島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

以上

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画読み替え表

「島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画」について下記のとおり読み替えを行う。

※読み替え箇所は“下二重線”で明示しています。

u003c/divu003e

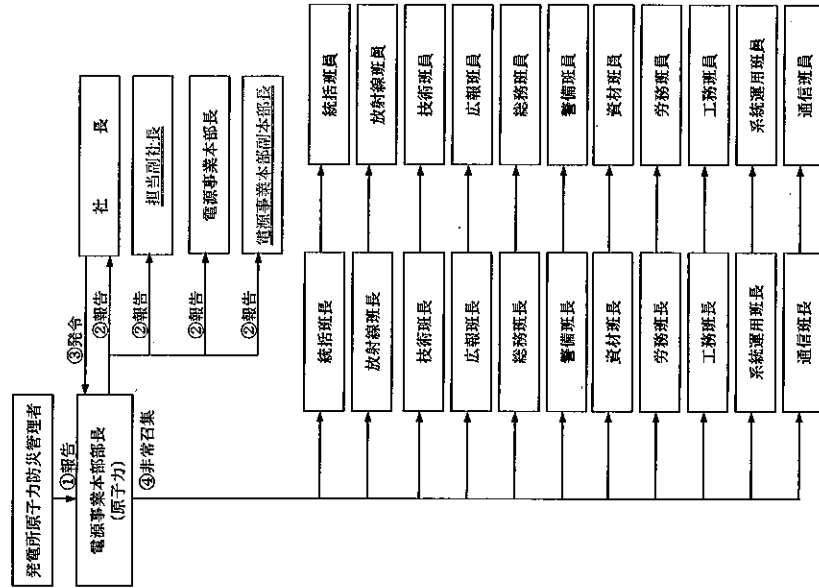
ページ	現 行	読み替え後	理由
8	<p>2. 緊急時体制の発令及び解除</p> <p>(1) 緊急時体制の発令</p> <p>②事業本部等</p> <p>部長（原子力）は、原子力防災管理者から発電所における緊急時体制発令の報告を受けた場合は、別図7に定めるとおり直ちに社長、<u>危機管理を担当する副社長</u>（以下「<u>担当副社長</u>」という。）、<u>電源事業本部長及び電源事業本部副本部長</u>に報告し、社長は事業本部等における緊急時体制を発令する。この際、発電所において発令した緊急時体制の区分を事業本部等においても適用する。</p>	<p>2. 緊急時体制の発令及び解除</p> <p>(1) 緊急時体制の発令</p> <p>②事業本部等</p> <p>部長（原子力）は、原子力防災管理者から発電所における緊急時体制発令の報告を受けた場合は、別図7に定めるとおり直ちに社長、<u>コンプライアンス推進部門長</u>、<u>電源事業本部長</u>に報告し、社長は事業本部等における緊急時体制を発令する。この際、発電所において発令した緊急時体制の区分を事業本部等においても適用する。</p>	組織改正に伴う変更
12	<p>1. 緊急時対策室及び非常災害対策室</p> <p>(2) 事業本部等</p> <p><u>CSR推進部門部長（総務）</u>は、非常災害対策室の各設備を整備する。</p>	<p>1. 緊急時対策室及び非常災害対策室</p> <p>(2) 事業本部等</p> <p><u>コンプライアンス推進部門部長（総務）</u>は、非常災害対策室の各設備を整備する。</p>	組織改正に伴う変更

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画における読み替え表

「島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画」について下記のとおり読み替えを行う。

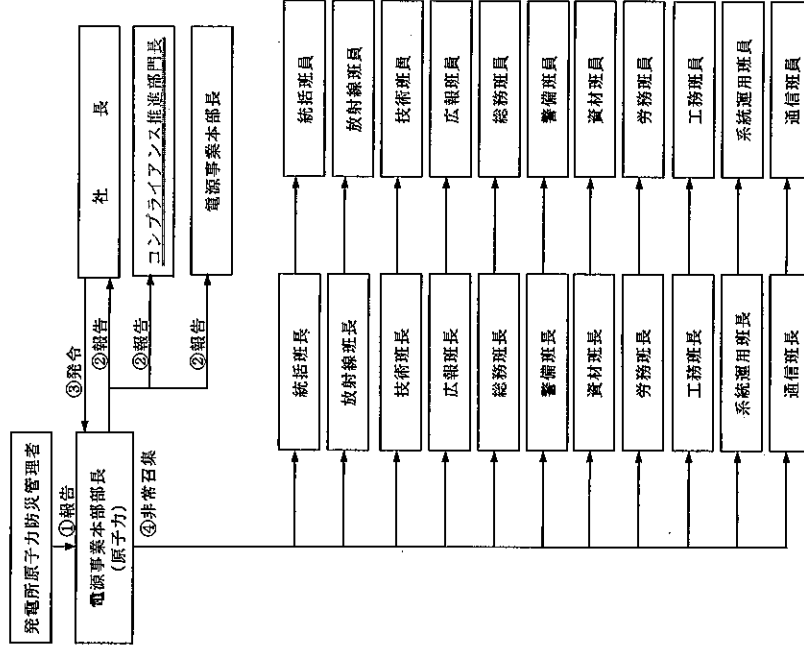
現 行

別図7 緊急時体制発令の伝達経路（事業本部等）



読 み 替 え 後

別図7 緊急時体制発令の伝達経路（事業本部等）



組織改正に伴う変更

※読み替え箇所は“下二重線”で明示しています。